

地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

1. 目的

地域福祉の発展に寄与する事業を行う団体に対し、自動販売機手数料収入を財源とした助成金を交付し、地域福祉をより一層推進することを目的とする。

2. 助成対象団体

地域福祉の発展に寄与する事業を行う団体で、境町及び境町社会福祉協議会（以下「社協」という。）から補助金等を受けていない団体。

3. 助成対象事業

当該年度内に実施する地域福祉活動で、次の各号のいずれかに該当する事業。

- ①高齢者や障害者等を支援する事業
- ②社会参加を促進する事業
- ③新たな地域福祉問題に取り組む事業
- ④サロン事業
- ⑤その他、社協理事会において認めた事業

4. 助成金額

1 団体に対する助成金は、予算の範囲以内とする。

5. 申請期間

当該年度の7月1日から7月31日までとする。

6. 申請方法

下記の申請書類を社協の窓口へ提出する

- (1) 地域福祉活動支援事業助成金交付申請書：様式第1号
- (2) 事業収支予算書：様式第2号

7. 審査及び結果

申請受付期間終了後、申請事業内容を社協理事会において審査のうえ、助成金交付額を決定し、申請団体に通知（様式第3号）する。

8. 事業の実績報告

助成事業が終了したときは、事業完了後 30 日以内に下記の実績報告書類を提出する。

- (1) 地域福祉活動支援事業助成金実績報告書：様式第4号
- (2) 事業収支決算書：様式第5号
- (3) 事業にかかった経費の領収書又はレシート
- (4) 実施の様子がわかる写真（3枚程度）、チラシ等